

平成21年度 第1回青少年健全育成審議会 第2部会 議事概要

■ 日 時 平成21年7月29日(水) 午後3時30分～5時30分

■ 場 所 大阪府庁本館6F 審議会室

■ 出席委員 功野委員、磯野委員、大塚委員、岡崎委員、興津委員、金田委員、園田委員(部会長)、森田(明)委員、森田(英)委員、吉村委員

■ 内 容

[報告]

平成21年3月～7月の有害図書類指定について、事務局から報告。

(資料1～3参照)

(委員から出された主な意見)

○「少女向けコミック」「レディース向けコミック」という名称について

- ・具体的な雑誌名とまぎらわしいので、「女性向けコミック誌」という言い方で統一すべき。
- ・府が有害図書指定している図書は、実際には30～50代の女性が購入しているので、「少女向け」という呼び方は似つかわしくないので「レディース向け」という表現でいいのではないか。
- ・有害図書指定している図書のイラストは、小学生が普段読んでいる雑誌とほとんど同じ。少女が読む可能性があるので、それを指定しようというのが趣旨だと思うので、「少女向け」という表現は残したほうがいいのではないか。

○有害図書指定の基準について

- ・全国的には、有害図書指定はページ数で指定しているが、読者はお気に入りの「作家」が描くマンガを読みたくて購入している。だから、ページ数ではなくて作品や作家を指定することも視野に考えていくべき。
- ・マンガを描くこと自体は合法である。表現の自由の観点から作家指定することは難しい。
- ・コミック誌の中には、出会い系、ダイエット等、安全性のわからない薬の販売等の広告が掲載されている。雑誌の中には出会い系を題材にした別冊の付録広告が付いているものがあり、問題と考える。
- ・街頭でのティッシュ配布は、迷惑防止条例を適用することができるが、図書類の付録広告については迷惑防止条例は適用されない。雑誌購入者が、不特定多数に該当しないという解釈だと思う。図書類の広告については今後検討すべき課題だと認識。

○有害図書指定された図書の陳列方法について

- ・個別包装されてしまうと中の広告を見れなくなるので、結果として広告収入が減り、出版社としては困る。包装にはコストもかかるため、個人経営の書店等では負担が大きく、包装を徹底することは難しいという実態もある。
- ・有害図書指定されている出版社の中には、雑誌協会に加入していない出版社が多いことも課題。
- ・出版社側に、有害図書指定と同時に情報を送付して、「成人向け」マーク等を図書の表紙などにつけるなど自主規制を促すべきでは。
- ・大阪府の条例での指定なので全国の基準に合わないこともありますため、実質的には難しいのではないか。
- ・「成人向け」表示図書はコンビニ業界では扱わないため、出版社にとっては痛手になる。

[意見交換]

██████████について他府県の指定状況・実態等について、事務局から報告。

(資料4～6参照)

(委員から出された主な意見)

○ ██████████を有害図書指定すべきかどうかについて

- ・掲載内容が「犯罪を誘発する」という青少年健全育成条例4条3項に当てはまるかどうかの判断が問題。
- ・バイク改造を紹介するコーナーの内容を見ると、「自分たちでチューナップしてバイクの故障を改善できる」と故障の直し方のマニュアルと受け取れるものもあり、犯罪を誘発するとは言いたいのではないか。
- ・特攻服についても卒業記念のファンション的役割が大きくコスプレと同じ。暴走族レディースのメンバーは、特攻服を着て暴走しているのではない。服を着ている=暴走族という考え方を否定すべき。
- ・条例4条3項の「青少年の犯罪を著しく誘発」に当てはめるためには、記事の内容が直接的に犯罪の原因になっていることが必要ではないか。██████████には、「暴走行為」そのものは載っておらず、同誌を指定することは難しいのではないか。
- ・現行の条例の文言では、██████████の指定は難しいと思うが、他府県の指定にあたっての指定該当箇所の中には、「暴走行為、不正改造を助長する」「暴走、不良行為を美化する」などが「粗暴性を助長する」に該当するとされているものもある。大阪もこの基準に当てはめて指定することはできないか、という気がする。確かに、██████████を読んだからと言ってみんなが非行に走るわけではないが、「18歳未満は利用できない」とある記事が掲載されている雑誌は、青少年に売ってはいけないから指定すべきである。

男性同士の恋愛を描いた「ボーイズラブ」が問題となった経過と実態について、事務局から説明

(資料7・8参照)

(委員から出された主な意見)

○ボーイズラブ指定の是非について

- ・以前は同性愛は異常性欲といわれてきたが、現在ではひとつの愛の形として認知されている。性描写が基準に満たない場合、同性愛を扱っているという理由だけで指定するのは難しい。
- ・ボーイズラブは、女性が理想と考える恋愛をテーマにしており、その内容は純粋な恋愛を描いたものがほとんど。なかでも育児中の女性に人気がある。
- ・一般にも同性愛をテーマにした舞台が流行っており、「同性愛＝嫌悪感」と捉えることには疑問を感じる。
- ・ストーリーが純粋かどうか、題材が同性愛かどうかではなく、「露骨な性描写がある」ということで、女性向コミックと同じように有害指定るべきである。ストーリー性の捉えかたなどは人によってまちまちであるからこそ、青少年健全育成条例規則4条の基準に当てはまるものは従来どおり指定すべきである。
- ・大人の女性が購入意欲をそそられるだけの刺激は、青少年にはもっと刺激になる。
- ・規則4条1項3号で、「異性間若しくは同性間」と規定されているので、内容が同性愛であっても指定できるのではないか。
- ・ボーイズラブを誰が買うかが問題。青少年が買うから問題。大人の女性が買うのは問題がない。
- ・ボーイズラブが大多数の青少年の性的感情を刺激するかどうか。青少年が見てどう思うか、が問題である。単に性器が写っているからダメというわけではない。

- ・規則4条の大前提として、条例13条の「青少年の性的感情を著しく刺激し」に当てはまるかどうか。ボーイズラブが大多数の青少年の性的感情を刺激するのか問題となるが、「刺激」には「興奮」する刺激もあるが「嫌悪感」が「著しく刺激」と考えられるのか。
- ・ストーリーや内容ではなく、性描写が露骨であれば規則4条に当てはめるべき。ストーリー性を問うなら、今まで指定してきた女性向コミック誌も内容が純粋なので指定しなくてよいという結論になる。
- ・何が「純粋」かについては、捉え方が人によって違うからこそ、露骨な性描写によって指定する、ということにすべき。
- ・規則4条1項の後半部分の「青少年に卑わい、扇情的な感情を与えるもの」がもうひとつの要件としてある。ボーイズラブの描写が該当するかどうか検討が必要。
- ・女性向けコミックの場合、露骨な性描写があれば、「卑わい、扇情的な感情を与えるもの」として指定してきたので、ボーイズラブについても露骨な性描写を基準とすべき。
- ・そもそも有害図書指定は、われわれ大人が見て「青少年を刺激する」と考え、「これを読むと青少年の健全な成長を阻害するだろう」と判断したものを、指定してきた。
- ・本来、条例の保護法益は、青少年の健全育成。しかし実際には、「見せたくない」という大人の感情を元に指定しており、そこにずれがある。性的道義観念を阻害するものというが、性的道義観念は個人差が大きい。だからこそ、有害図書の指定は謙抑的に考える必要がある。
- ・この問題は、委員間でも意見の差が大きいので、ボーイズラブに関する他府県の指定状況や性的描写について、事務局で再度調査していただき、次回の部会で議論すべき。

以上

大阪府青少年健全育成審議会 第二部会 次第

とき 平成21年7月29日(水)

午後3時00分～

ところ 審議会室

府庁本館6階

1 開 会

2 議 事 (1) 有害図書類の意見交換について

(2) その他

***** 配付資料 *****

- 資料1 有害図書類指定された「レディース向けコミック」の該当平均ページ数一覧
資料2 有害図書類指定一覧(H21.3~H21.7月分)
資料3 「大阪府青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について(通知)」案
資料4 [REDACTED] 他府県の指定状況について
資料5 [REDACTED] 検討箇所について
資料6 [REDACTED] 記事抜粋
資料7 「ボーイズラブ」とは
資料8 「ボーイズラブ」他府県指定状況